

第2章 障害者自立支援法の概要

1 法制定の背景

障がい福祉施策は、従来の措置制度から、ノーマライゼーションの理念に基づき平成15年度から導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。しかし、次のことが課題となっていました。

- (1) 障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系が分かりにくく、使いにくいこと
- (2) サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人すべてにサービスが行き届いていない(自治体間の格差が大きい)こと
- (3) 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障がい者が利用できるサービスを充実させ、一層の社会参加の推進を図るために平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から一部施行、同年10月から本格施行されました。

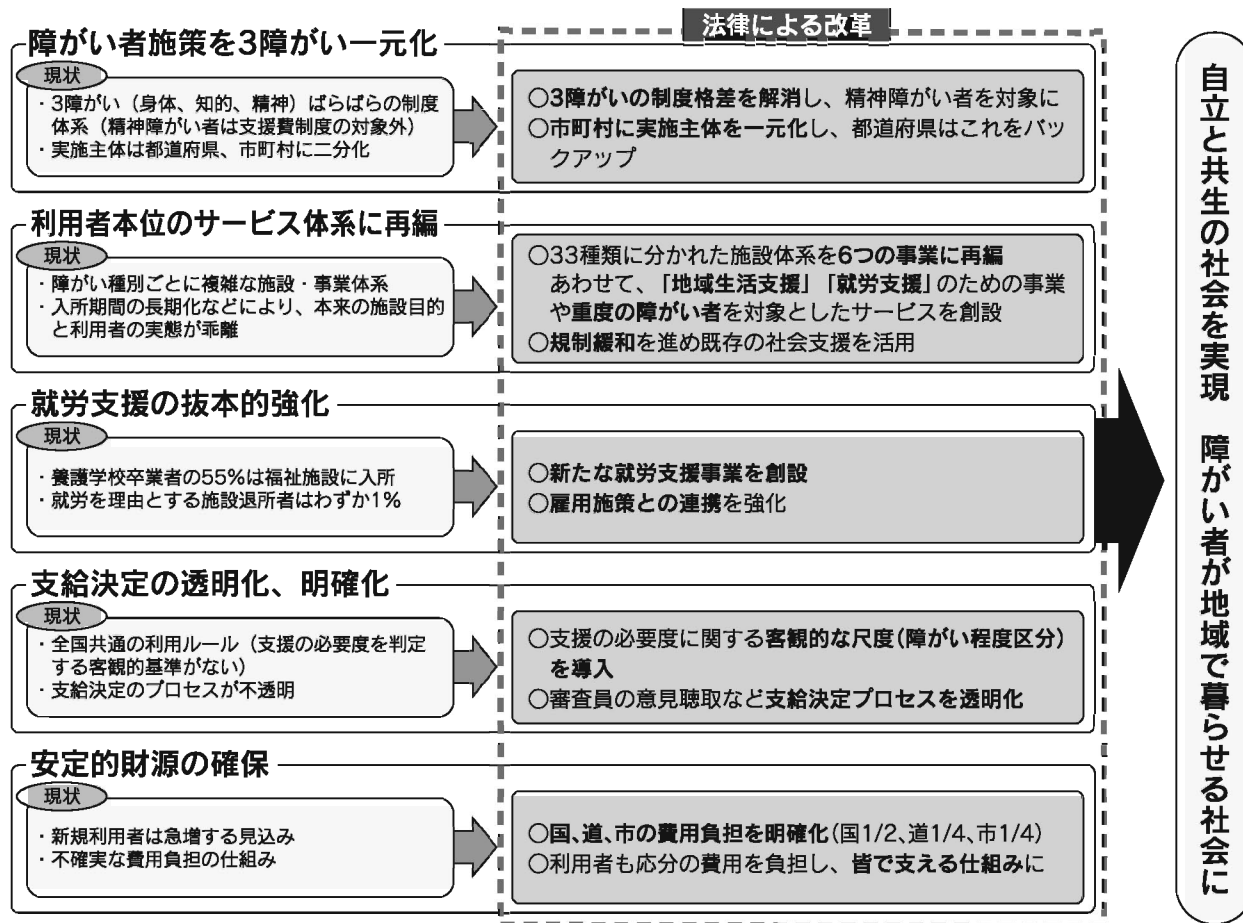
2 障害者自立支援法の目標とポイント

障害者自立支援法は、「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」の2点を基本的な目標として制定されました。

障害者自立支援法が目指しているこの2点については、岩見沢市の障がい者施策の基本的指針として策定した「岩見沢市障がい者福祉計画」の基本理念「障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる『共生社会』の実現」と、基本的に同じ方向であると言えます。

障害者自立支援法では、この2つの目標に向けて、障がい者を支える仕組みについて、図1のとおり大きく5つの改正が行われました。

【図1】 制度改正のポイント（出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部資料）



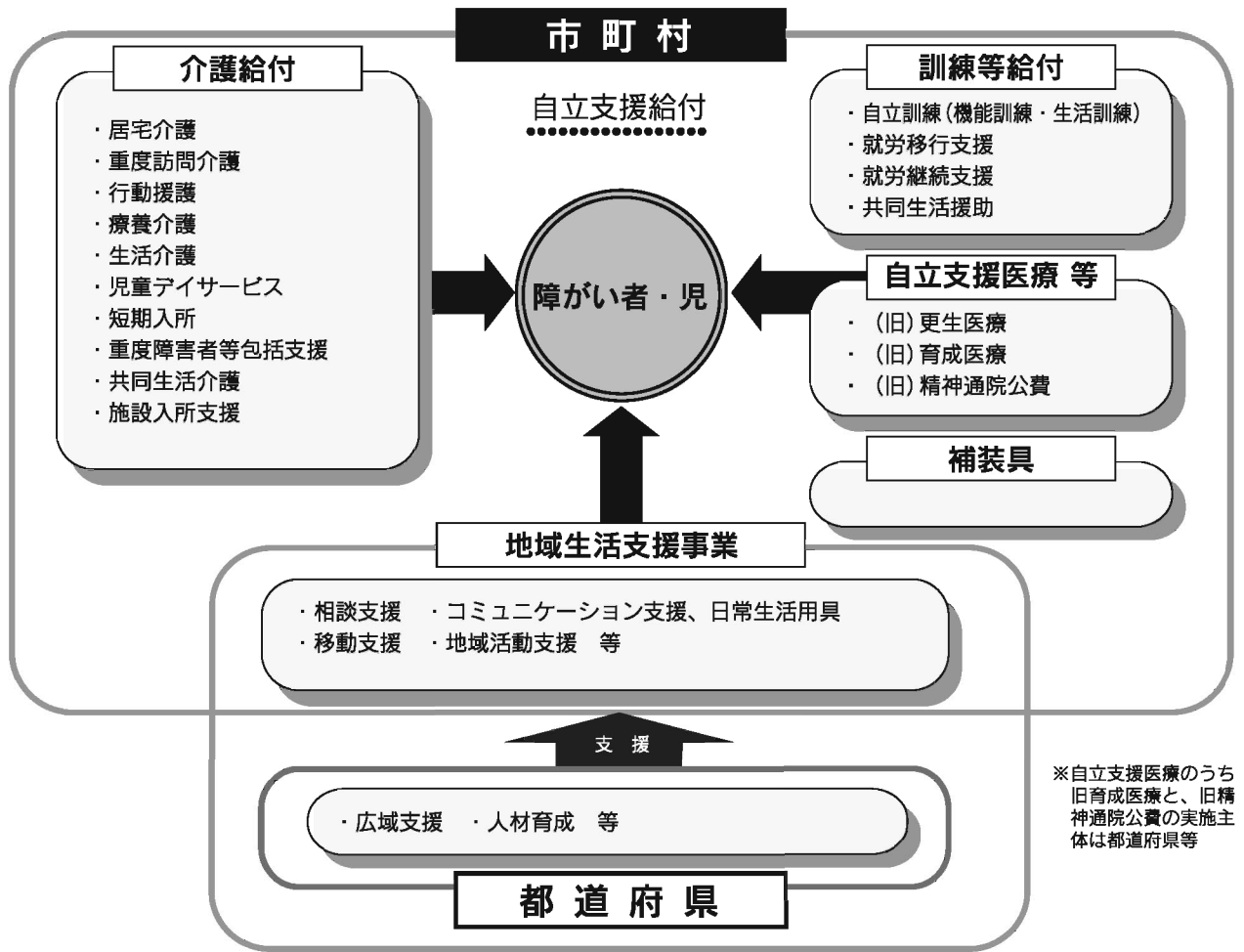
3 新しいサービス体系

障害者自立支援法の施行に伴い、これまでのサービス体系が利用者本位のサービス体系に再編され、図2のとおり、市町村は「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つの事業を運営することとなりました。

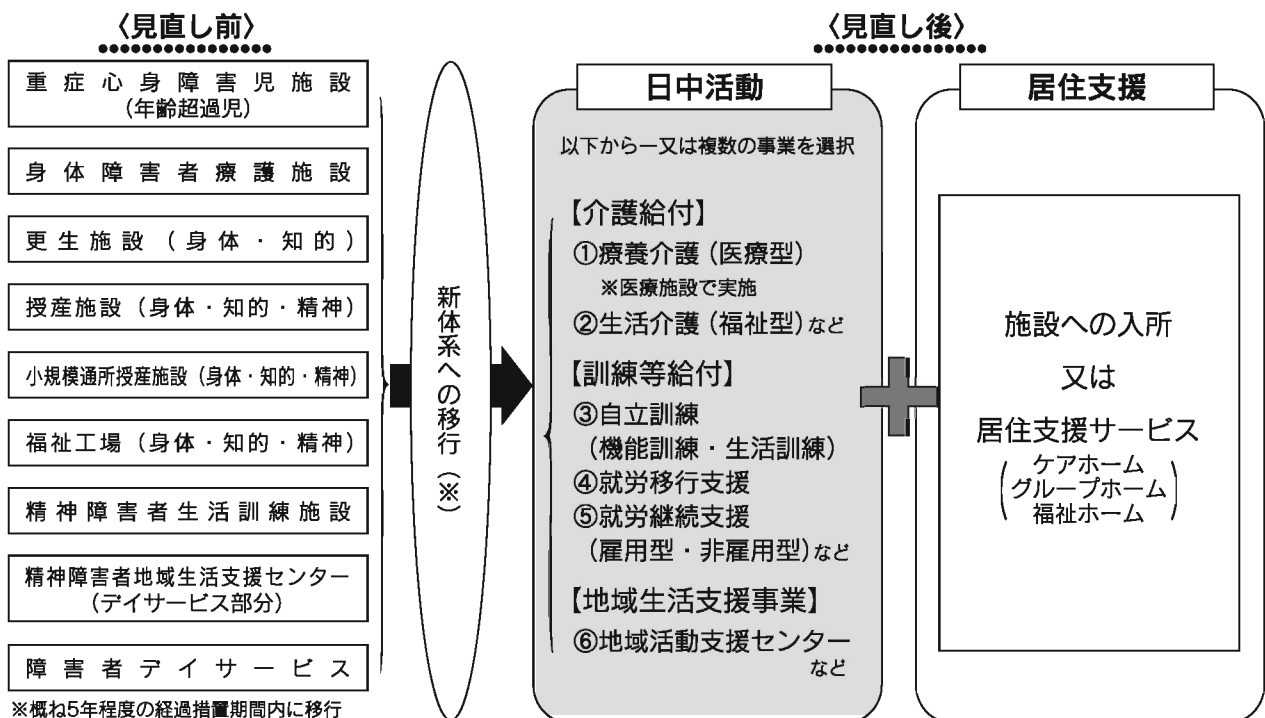
サービス体系の再編にあたっては、利用者本位の立場から、例えば、障がいの重い利用者に配慮した「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」などの新たなサービスメニューも創設されています。また、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場」とに分け、図3のとおり、それぞれ独立したサービスとして提供していくこととなりました。

この新体系のもとでのサービスは、平成18年10月より展開されていますが、現行サービス体系から概ね5年程度かけて順次移行していくため、最終的にすべてのサービスが新体系に切り替わるのは、平成23年度となっています。

【図2】新たなサービス体系（出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部資料）



【図3】施設・事業体系の見直し（出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部資料）



【参考】新たなサービスの概要

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせた包括的な支援を行います。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所（ショートステイ）	普段、自宅で介護している人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域生活支援事業	相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通の支援を行います。
	日常生活用具給付事業	障がいのある人等に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人で、介護給付による外出の支援が受けられない場合を対象に、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	その他の事業	地域の実情に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。